

ブ

ラジルの味わい(Sabor Brasil) 食品展示・試食会 Made in Japanのブラジル食を!!

当協会、在東京ブラジル総領事館等が後援し開催

日本国内で製造されているブラジル食材を広く知つてもらい、それをビジネスチャンスにつなげる—そんな展示・試食イベントがBBG-Asia（一般社団法人ブラジル・ビジネス・グループ・アジア、橋本秀吉代表）の主催により開催された。

会場となったのは在東京ブラジル総領事館。出展ブースの裏側には通常の領事館業務を行う各種申請窓口がそのまま見え、これが総領事館の全面的な協力により実現したイベントだということがよくわかる。

初の開催となった今回は、群馬、栃木、埼玉、神奈川、静岡、岐阜などからブラジル食材の製造・販売を手がける9社が出展した。扱う商品は様々で、ハムやソーセージ、チーズ、マンジョッカ(キャッサバ芋)の加工品、ブラジル食のレトルトパックなど。それぞれの出展者が、自慢の“Sabor Brasil (ブラジルの味わい)”を来場者にPRした。

長さ45cmもあるリングイッサ・メガ(メガサイズのソーセージ)や、重さ1kgもあるリングイッサ・フィナ(グルグル巻きになった細長いソーセージ)は、まず見た目にインパクトがある。居酒屋やレストランでの目玉商品となること間違いないだろう。マンジョッカのフライは、外はカリカリ、中はモチモチで、素揚げのままでもおいしいが、日本のカレーとの相性もよく、ジャガイモとは違ったおいしさが味わえる。ポン・ジ・ケージョ(チーズパン)の材料としても使われるケージョ・ミナス(ミナス・ジェライス州が由来のフレッシュチーズ)は、そのまま食べると熱を加えてトロッとさせて食べるのとでは全く異なる食感だ。

フェイジョアーダ(黒豆と肉のシチュー)、ストロガノフ・カルネ(ビーフ・ストロガノフ)、バッカ・アトラーダ(キャッサバと肉の煮込み)など、電子レンジで温めてご飯にかけるだけですぐにブラジル食が味わえるレトルト製品も来場者の関心を集めた。国土の広いブラジルには、それぞれの土地に特徴的な料理がある。それを次々に商品化していたら、32種類ものレトルト製品が生まれたそうだ。これを



インパクト抜群のリングイッサ



美しく並べられたハム、サラミ、ソーセージ

BRADON(ブラ丼=ブラジル丼)という名称で売り出している。

この日の来場者数は推定160名ほど。出展者は、「日本にもっとブラジルのよさを伝えたい」「それぞれの会社が協力し、ともに成長していきたい」「かつてブラジルへ移住した日本人が日本の文化をブラジルに残したように、自分たちもブラジルの文化を日本に残したい」などと熱く語っていた。

出展者はブラジル出身者ばかりではない。国産ブラジル食材のセレクトショップ「BRASIL KITCHEN」(静岡)を営む松橋美晴さんは、ブラジルに留学して以来ブラジルマニアになったひとり。ブラジルの言葉や文化を日本人に知ってもらうためにボランティア活動をしていたが、日本のブラジル人コミュニティの中で消費されているブラジル食材をもっと日本人に食べてほしい、日本に住むブラジル人の丁寧な手仕事をもっと日本人に知ってほしいとの強い思いが、自らをブラジルの米や野菜を生産する側に駆り立てたのだという。

彼らが日本でブラジル食を商売しているのは、単に金儲けのためだけではない。この仕事を通じて、日本人にもっとブラジルのよいところを知つてもらい、日本とブラジルとの架け橋になって双方をつなげていく…。彼らの中に宿るそんな使命感のようなものを垣間見るイベントでもあった。

BBG-Asiaでは今後、国産ブラジル食材として認定されたものには公式のロゴマークを付与してアピールしていく方針だという。大手企業の担当者も多数来場していた今回のイベント。身近なスーパー等で国産ブラジル食材が手に入るようになる日も遠くないのではないかと期待する。

Brasil
MADE IN JAPAN

今回のイベントで発表された、国産
ブラジル食材の認定ロゴマーク

力月にわたる研修修了 JICA日系研修／日系継承教育 教師育成IIコースが修了

独立行政法人国際協力機構(JICA)が地方自治体、大学、公益法人、NGO、企業等の団体による提案を受け、中南米日系人を対象に実施する日系研修員受入事業のうち、当協会が提案し実施した「日系継承教育 教師育成IIコース」が修了した。このコースは、継承日本語教育を主目的とした日本語学校の現職中堅日本語教師のスキルアップを目的としたもので、ブラジル、ペルーから参加した5名の研修員は、ことば、日本文化、移住学習を含む歴史といった継承教育に関する知識および技術を約3カ月間にわたりて習得した。最終日となる2月26日には研修報告会が行われ、JICA、研修講師、協会関係者等を前に、それぞれの研修員が研修の成果や、帰国後の計画などについて発表した。

ある研修員は、日本から移住した自分の家族の歴史を調べ、自分のルーツを探すことによって、日系人としてのアイデンティティがさらに確立されたことに喜びと感動を覚えたことを発表。自分の立ち位置を確認できたことで、継承教育に関わる教師としての役割を再認識したという。



新宿日本語学校にて、水習字の体験



研修旅行で訪れた宮島。嚴島神社にて

また、日本滞在中に、日本の伝統文化のみならず、昨今のポップカルチャーや、日本の最先端技術にも直接触れることができ、今のニッポンを現地の生徒に伝えていきたいと話す研修員もいた。

研修カリキュラムの中心である日本語指導法に関する講義の中では、今後の授業で役立つアイデアや、技術、教材等、幅広く学ぶことができ、帰国後の活躍が期待される。

研修講師からは、「ここで習得したことを活かし現地で実践することによって、自分なりの指導法を確立していってほしい。そして、その報告も日本側に情報として送ってほしい」と要望も出た。

当協会としても、研修員からのフィードバックを受けて、更なるカリキュラムの充実を目指していきたい。

日系研修については、当協会HPでも紹介している。興味のある方は、参照されたい。

<http://www.jadesas.or.jp/kenshu/jicanikkei.html>

JICA日系社会リーダー育成事業 「留学生セミナー」を実施

当協会では3月16日～18日の3日間、「日系社会リーダー育成事業」で来日中の日系人留学生を対象にした「留学生セミナー」をJICA横浜にて実施した。

「日系社会リーダー育成事業」は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が将来の日系社会を担い得るリーダーを育成することを目的に、日本各地の大学院で学位の取得を目指す中南米地域の日系人に対して経済的支援を行っているもの。本セミナーは、日系人留学生同士の連携および日系人としてのアイデンティティの強化を目的として、2013年度より毎年実施している。

初日は、JICA中南米部計画・移住課長による講議の後、留学生それぞれが研究の進捗状況や帰国後のアクションプランを発表したほか、日系コミュニティ活性化の取り組みとアイデンティティについての講義を受けた。

2日目には、現在日本で研究職に就く留学生OBたちからキャリアプランの参考となる体験談を聞いた後、日系社会ボランティアとのランチ交流会を行い、午後にはキョウダイグループへの企業訪問を実施した。

3日目は、当協会森本昌義常務理事による「日系人リーダーに求められること」をテーマとした講義の後、それぞれの専

門分野に分かれ、「理想とする次世代の日系社会とは」、「次世代の日系社会を作るために何が必要か」等についてグループディスカッションを行った。



グループディスカッションでは、活発な意見交換が行われた

参加した留学生からは、「留学生同士の絆が深まった。今後もこのネットワークを大事にしていきたい」「日系人とは何なのか、改めて考えさせられた」「次世代の日系リーダーとして日系社会を担っていくために、どのようなアクションを起こさなければならぬかイメージできた」などの意見が聞かれた。

「日系社会リーダー育成事業」は、当協会が留学生受入業務や本セミナー企画実施等の業務を、JICAより委託を受けて実施している。

本事業への応募詳細は当協会HPにて。

「日本で学ぶ」

<http://www.jadesas.or.jp/kenshu/jicaleader.html>

在日
ニッケイ人は
今…

平成27年度 外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ 「外国人と企業のダイバーシティ経営 ～住み心地よいですか、ニッポンの企業～」

海外日系人協会理事長 田中克之

このワークショップは、日本の外務省が国際移住機関(IMO)及び日本のいざれかの地方公共団体あるいは大学と共に「在日外国人の社会統合」を促進する目的で、2010年以来毎年開催してきているものである。今年は2月26日に東京都品川区の協力を得て、標記テーマを掲げて開催された。ニッポン企業は住み心地が良いのか悪いのかという点については結論を得られなかったが、グローバル化が進む中の日本企業の外国人人材に対する考え方、実際に日本企業で働いている外国人からの注文などが明らかになり、大変有意義なワークショップであった。

内外の有識者によるプレゼンテーションやその後の日本企業や外資系企業に勤務する日本人、外国人等を交えたパネル・ディスカッションを通じて強調されたことは簡単に言えば次の三点であった。

(1) 近年、日本で就職したいとして日本に向かう外国人生卒が着実に増加している。また2012年時点での主要企業の78%は日本で勉強した外国人留学生を採用済みであり、12%は検討中である。

(2) グローバル化を目指す日本企業の8割が「国籍を問わず優秀な人材を採用する必要性から」外国人留学生を採用している。この事実は日本企業が多様性(diversity)の受け入れとその活用については十分な意識を有していることを示す。

(3) 企業のグローバル化に際しては多様性の受け入れ・活用に加え、外国人が日本の企業に定着し活躍しうるようする環境作りが必要であるが、多くの日本企業にとってはこの点が未だ課題となっている。これはinclusion(受容)と呼ばれるものであるが、受容の度合いを高めるためには、直属の上司や同僚等が当該外国人とコミュニケーションを意識してこと、キャリア形成や人材育

成に関する企業の考え方を明確に説明する一方、個々の外国人の希望や企業側の当該外国人に期待する内容などを相互にはっきりさせておくことが必要である。

話は飛ぶが、2014年の第55回海外日系人大会の際に、出席した日系人留学生から「ブラジルにあっては、大学を卒業する優秀な日系人の子弟は全く日本企業への関心を示さない。その理由は、日本企業の現地法人は欧米企業と異なり、採用した学卒日系人を日本語のできるローカルスタッフとしてしか扱わず、満足できる自己の将来像が描けないからである」との発言があったことを思い出す。この時は同年の海外日系人大会宣言に「日系ユースの貢献の場としては、自國で日本文化の普及に努めることから、進出した日本企業のために働くこと、さらには国際的なビジネス交流の促進と幅広い分野が考えられます。日本企業の多くに日系人を『日本語ができる便利屋』的に取り扱う風潮が残っていますが、日系人の能力、日本語運用力を正統に評価されることを強く求めます」という要望が盛り込まれた。

日本では、日本企業で働く日系人と聞くと出稼ぎ労働者と捉えがちであるが、近年は、日本に留学して(あるいは日本の中、高、大学を卒業して)日本企業に就職するものも次第に多くなってきている。彼等の多くは、ポルトガル語(あるいはスペイン語)、日本語、英語に通じており日本文化や日本の習慣についても他の元外国人留学生よりよく分かっている人達である。今回のワークショップでは、外国人材全体が議論の対象となつたため日系人について語られるところはなかったが、機会があれば、(日系人を高度人材スタッフとして採用した)日本企業の日系人スタッフに対する評価、そのような日系人スタッフの日本企業のマネジメントに対する率直な意見も聞いてみたいと思った次第である。

賛助会員のご案内

海外移住の歴史や、世界各地の日系社会・日系人、在日日系コミュニティ等に関心のある方。海外日系人協会の行う各種事業への支援を通じて、日系社会や移住者・日系人とのかかわりを通じた国際理解・国際交流活動に参加しませんか?

私たちの活動をご支援いただき賛助会員を募集しています。

賛助会員制度の目的

国内、海外を問わず、当協会と移住者および海外日系人(団体を含む)の活動に関心を有する企業、団体、個人等との交流ネットワークを構築し、相互の理解を深めるとともに、海外日系人とのより良い交流・親睦及び協力の推進に資することを目的としています。日本国内の賛助会員には、海外日系人大会初日に開催する、皇室をお招きしての日系人の皆さんとの交流会に参加いただけます。

◆会員の特典◆

その1.海外日系人大会のレセプションにご招待します。

その2.「ニッケイ・ネットワーク(海外日系人協会だより)」(年4回発行)をお届けし、私たちの活動や国内外における日系社会の動向等をお知らせします。

その3.当協会が発行する刊行物の割引販売をいたします。

会員の種類と年会費

①企業団体:30,000円/1口

②公益団体:10,000円/1口

③個人:10,000円/1口

海外日系人協会は「公益財団法人」の認定を受けており、当協会への賛助会費は税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

*賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当協会が行う当該年度の公益目的事業を遂行するために使用させていただいております。

会費払い込みがクレジットカードができるようになりました!

当協会ウェブサイトの「賛助会員ご案内」ページより、オンライン申し込みフォームを開き、必要事項をご入力のうえお支払い方法欄の「クレジットカード」をご選択ください。

↓↓↓ WEBサイトからのお申し込みはコチラ ↓↓↓
<http://www.jadesas.or.jp/about/sanjokain.html>

従来通り、銀行・郵便局口座へのお振込みも

お振り込みの場合は、下記指定口座のいざれかに賛助会費を納入いただきますようお願いいたします。なお、ご登録の内容に変更があります場合は、変更後の情報(ご住所・ご氏名等)をご記入のうえ下記住所までお送りください、下記メールアドレスまでご連絡ください。

入金先	口座番号	
郵便振替	00100-5-703428	
口座名義	公益財団法人 海外日系人協会	
入金先	支店名	口座番号
三菱東京UFJ銀行	横浜	(普)4472220
三井住友銀行	横浜中央	(普)0110749
みずほ銀行	横浜	(普)2530298
口座名義	ザイ)カイガイニッケイジンキヨウカイ	

お申込・お問合せ

公益財団法人 海外日系人協会 総務部

〒231-0001 横浜市中区新港2-3-1

TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781 e-mail:info@jadesas.or.jp

公益財団法人 海外日系人協会 <http://www.jadesas.or.jp>

国外就労者情報援護センター
(CIATE)理事長

二宮 正人

日伯受刑者移送条約のメリット・デメリット 巡回CIATE in レジストロ

日本では、卒業式や入学式のシーズンを迎えているころでしょうか。当地では昨年10月にはじまった夏時間がようやく終わり、どこか毎日が夏休みのような雰囲気がようやく落ち着いてきました。

去る2月16日、CIATEはレジストロにおいて巡回CIATEを実施しました。レジストロはお茶の生産で有名なサンパウロ州内陸部の街です。日系人が数多く暮らす街としても知られています。巡回CIATEは通常土曜日に実施していますが、今回は久々の試みとして、在サンパウロ日本国総領事館の巡回領事館の日程に合わせ同じ会場で、平日である火曜日に実施しました。会場では同時に日本に関する相談会も実施しました。平日で、しかも雨という生憎の天候にもかかわらず、10名を超える参加者が講演に参加してくれました。

日伯受刑者移送条約とは

今回、巡回CIATEの講演のテーマとさせていただいたのは、つい先日発効したばかりの日伯受刑者移送条約です。日伯受刑者移送条約とは、受刑者に本国で刑に服する機会を与えるため、有罪判決を受けて刑に服している受刑者を日伯両国と受刑者本人の同意のもとで本国に移送し、残りの刑期を本国で過ごさせるという内容の条約です。2013年12月時点において、日本国におけるブラジル人受刑者は240名であり、ブラジル国における日本人受刑者は0名でした。ですから、実質的には本移送条約は、日本で刑に服して

いるブラジル人受刑者にブラジルの刑務所で刑期を過ごす機会を与える条約であるといえます。

2004年ごろには日本におけるブラジル人の刑法犯検挙件数は7000件を越えて、中國人に次いで2番目に検挙件数が多いという状況でした。しかし、2014年には1500件を割り込むまでに減少し、順位も中國人、ベトナム人に次いで第3位となっています。ただブラジル人は依然として日本における外国人受刑者のおよそ7.5%を占めているわけなので、このブラジル人受刑者をブラジルで受刑させることができれば、日本の負担は大きく軽減されます。

日本に比べ自由の多い ブラジル刑務所

一般に日本の刑務所の規律は厳しく、受刑者同士の私語の機会もあまりなく、家族との面会もアクリル板ごしに許されにすぎません。あらかじめ施設が許可した場合を除いて、原則としてはポルトガル語での面会も許されません。受刑者には刑務作業が課されますが、それによって得られる報酬はわずかです。ブラジル人受刑者にとっては、日本の刑務所の環境は辛いものであるといえます。

これに対してブラジルの刑務所では、妻や恋人との個室での面会が許されたり、差し入れもある程度自由です。また、受刑者にもクリスマス休暇が与えられ、年末には刑務所を出て家族と過ごすことができます。受刑者が刑務作業を行った場合には、受刑者に対して最低賃金相当の報酬を支払うか、もしくは受刑者の刑期を1日短くしなければならないことになっています。

理想と現実に大きなギャップ

以上のような違いがあるため、事前の調査によれば日本で刑を受けるブラジル人のおよそ半数がブラジルへの移送を希



レジストロのコラボラドーレス。文協会長らと。

望しているようです。条約発効後まもない時期に、ブラジル政府の負担で、100名を超える受刑者がブラジルに移送される可能性もあるようです。しかしながら、個人としては、ブラジル人受刑者がブラジルに移送されることには、賛成できません。

というのも、ブラジルの刑務所は常に定員を越えていて、狭い部屋に多くの受刑者が収容されています。受刑者の間でのレイプや殺人などの事件は絶えません。時には刑務所で暴動が起きることもあります。また、刑務所内で満足な食事がとれるわけでもありません。ブラジルの刑務所生活は危険で、法律の理想と現実とはかけ離れています。

また、日本で刑期を終えた受刑者がブラジルに帰国した場合には、当該受刑者はブラジルでは犯罪者ではありません。したがって、前科者のレッテルを貼られることなく社会に復帰できるわけです。しかし、受刑者移送条約で移送されてブラジルで刑期を受けた受刑者はブラジルにおいて無犯罪証明書を取得できません。

移送条約の目的は受刑者の本国での社会復帰を円滑に行うことですが、この点では日本で刑期を終えた方が円滑に社会復帰できる可能性が高いといえます。

したがって、受刑中の方がブラジルへの移送を検討される際には、上記のようなメリットとデメリットを併せて検討した上で、慎重に判断をすることが必要です。CIATEとしても、今後の条約の施行状況をしっかりと見守っていきたいと思います。



巡回CIATE。講演の様子

Demissão de emprego e Mudança

退職と引越し

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)

14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-2111-1788

Q Atualmente trabalho em uma empresa na Região de Kanto bastante conceituada, como funcionária efetiva. Ao mesmo tempo, estou fazendo um curso de massagista para ter uma profissão qualificada quando chegar no Brasil. Este curso, termina em março, e me ofereceram um emprego na Região de Kyushu. Para poder adquirir experiência na área, aceitei a oferta e pretendo trabalhar no maximo 3 anos e voltar ao Brasil, pois sou filha única e meus pais já estão em idade bastante avançada. Como já está tudo acertado para o inicio do novo emprego, necessito pedir a demissão no trabalho, despachar bagagens, desfazer de utensílios eletronicos, domesticos, etc. Como não tenho o domínio do idioma japonês, poderiam me orientar como devo proceder? Não quero deixar nada pendente e nem quero sair da empresa sem dar satisfação.

A Os procedimentos são:

- 1-Fazer uma Carta de demissão e entregar ao responsável.
- 2-Deixar o apartamento da mesma forma que lhe foi entregue.
- 3-Antes de sair da cidade deverá ir a prefeitura a fazer o comunicado de saída da cidade (Tenshutu Todoke), e será emitido o Certificado de Mudança de Endereço (Tenshutsu Shoumeisho), este deverá ser entregue na prefeitura em que irá se registrar, para fazer a Notificação de Entrada (Tennyu Todoke) no prazo de 14 dias.
- 4-Para se desfazer dos utensílios eletronicos e domesticos deverá entrar em contato com a repartição de recolhimento de materiais de grande porte e materiais recicláveis (Soudai Gomi/Shigen Kaishu) da prefeitura de sua cidade.
- 5-Entrar em contato com a empresa de mudanças, ou encontrar outra forma para despachar o que você deverá levar para o novo endereço.

※Orientamos a consultante, em como escrever uma carta de demissão. Após a entrega ao chefe responsável, fizemos a tradução por telefone, para os trâmites administrativos e ficou acertado o ultimo dia de trabalho, o dia em que iriam depositar o ultimo salário, o dia em que deverá desocupar o apartamento, e outros acertos.

Em seguida, entramos em contato com a repartição lixos recicláveis da prefeitura, para verificar os procedimentos para se desfazer de alguns produtos

eletronicos e utensílios que não irá levar para o novo local.

Verificamos através da net, algumas formas de mudança de forma mais economica, e encontramos o pacote "Mudança para uma unica pessoa (tanshin hikkoshi service)", que é o aluguel de conteiner para pessoas com poucas bagagens e utensílios.

Yamato Home Convenience <http://www.008008.jp/moving/>

相談 関東の一企業に勤務する従業員(女性)ですが、会社内では有能と評価されています。他方、ブラジルに帰国した時に専門的な職業に就けるよう、マッサージ師の資格取得コースにも通っています。このコースは3月に卒業しますが、既に九州地方での仕事がオファーされ、この分野の経験を積みたいと思いこれを引き受けました。私は一人っ子で、両親が高齢であるため最大限3年を目途に同地で働き、その後ブラジルに帰るつもりです。

この新しい仕事を始めるための手続きは済み、後は退職願いを出すこと、荷物を送ること、電気製品や家財道具を片付けることが必要になります。私は日本語がよく分かりませんので、どのようにすれば良いか教えて頂けませんか。後に何か未解決のものを残したり、会社に不満を残すような形で去りたくはありません。

回答 次のような形で手続きを進められると良いと思います。

- 1)辞職願いを書き、(人事)責任者に提出する。
- 2)アパートを入居時と同じ状態にして退出する。
- 3)他の都市へ移る前に、現在居住する地の市役所に行き転出届を提出する。(その際に発行される転出証明書は、転居先の市役所への転入届けを作成するために、[転居してから]14日以内に転居先市役所に提出することが必要となる)。
- 4)電気製品や家財道具を片付けるためには、居住する市の粗大ゴミ／資源回収部局に連絡する。
- 5)新しい転居先へもって行く荷物については、引っ越し会社などと相談するのが良い。

対応 この相談者に対しては、退職願いをどのように書けば良いか指導しました。また、退職届けの責任者への提出後、事務的手続きがきちんと行われるよう、電話で通訳の役割を果たしました。その結果、最終労働日、最終給与支払い日、アパート退出日などが決まりました。

また、経済的な引っ越し方法についてネットで調べ、「单身引っ越しサービス」[少量の荷物や家財道具しかないお客様への貸しコンテナサービス(Yamato Home Convenience <http://www.008008.jp/moving/>)]のような企業があることを教えていました。

「第57回海外日系人大会」 開催日程決定!

第57回海外日系人大会の日程が決定した。今年は10月24日(月)~26日(水)の3日間、憲政記念館他において開催する。

昨年の第56回大会にてはじめて開催し好評を得た「国際日系歌謡大会」は、今大会も開催を予定しており、より多くの参加を期待している。(会場、実施日等については現在調整中)

大会の詳細は、6月下旬頃ウェブページにアップし、ネットでも応募が可能になるよう準備中。応募要項・参加申込用紙の付いたリーフレットは、7月上旬に各日の日系団体へ郵送する予定。

<http://www.jadesas.or.jp/>

企画展示

「ルーツは福岡 夢は世界へ ～世界で活躍する福岡移民～」開催!

JICA横浜 海外移住資料館



JICA横浜 海外移住資料館では、企画展示「ルーツは福岡 夢は世界へ～世界で活躍する福岡移民～」を開催中。

2014年の沖縄移民展示、2015年度の和歌山移民展示に続き、今回は第3弾として福岡移民に焦点を当てた展示となっている。

日系社会 Topics

3月5日(土)には展示オープニングイベントが開催され、福岡県国際交流局交流第一課野上明倫課長をはじめとした福岡県関係者が出席し、野上課長が代表して挨拶。その後、海外移住資料館木下雅司副館長、武藤英治福岡県海外移住家族会会長らと共にテープカットを行い、華々しい幕開けとなった。

当日は福岡県との共催イベントとして、資料館入口で福岡銘菓展を開催。より福岡を身近に感じてもらおうと福岡の美味を紹介し、その魅力を来館者に伝えた。またJICA横浜1階では、小倉祇園太鼓関東無法松会による和太鼓演舞も催され、道行く人々に福岡の音をダイナミックに届けた。「ふくおか官兵衛くん」も応援に駆け付け、子どもたちと一緒に和太鼓演奏を体験。それぞれのイベントは盛況のうちに終了した。

同展示は来館者数も2,000人を超え、好評につき早くも6月5日(日)まで延長開催が決定した。来館者からは「福岡の炭坑の閉鎖による失業対策として移住が奨励された、という事がとても勉強になった」、「人の思いで世界が広がり、それぞれの国で根付いているのがよくわかった」など多くの声が寄せられている。

ゴールデンウィークの5月3日(火)~5日(木)にはイベントを開催。小倉祇園太鼓関東无法松会の再演が予定されている。また、5月中に展示で紹介しているアメリカへ渡った福岡移民を描いたマンガ「が

んがらがん」の作者、長谷川法世さんの講演会も検討している。詳細は近日中に以下のサイトより確認できる。

<http://www.jomm.jp/events/index.html>

事務局長交代のお知らせ

当協会事務局長が以下のとおり交代となった。

退任:岡野 譲(平成28年1月31日付)
新任:西脇 祐平(平成28年2月1日付)

本の紹介

「生きるためのサッカー」



ネルソン松原著

サウダージ・ブックス刊

本文219頁

1800円(税別)

ISBN978-4-907473-04-4

日本に「ブラジル・サッカー」を伝授し、日本代表やJリーガーを含む数多くの選手を育成した、日系ブラジル人2世のサッカー指導者がはじめて明かす、旅の人生とサッカーの哲学。語り下ろしの自叙伝として構成された、本格派のスポーツノンフィクションだ。

「生きるためのサッカー」を伝えるという信念を貫き、母国ブラジルとのサッカー文化の違いや、クラブチームの経営不振・阪神淡路大震災などさまざまな人生の難局を乗り越えてゆく。

転がるボールを追いかけて、二つの国を生き抜いた“不屈”的旅人の感動秘話。

NIKKEI NO.28
Network
海外日系人協会だより
2016 MAR.

発行／(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人／白川 光徳

Health and Life Insurance for foreigners in Japan 短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

❖ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険

❖ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険

❖ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険



(株)ビバビーダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

❖ 外国人留学生向け保険

❖ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

046-265-6685

Visit **www.vivavida.net**

